

復興増税に対する意見

平成 23 年 12 月 19 日
長野県地方税制研究会

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」が平成 23 年 11 月 30 日に成立し、12 月 2 日に公布された。

この法律は、疑問の点が多く、財源ありきの内容となっているため、当研究会として意見を取りまとめた。

- 1 増税が本当に必要なのか大いに疑問が残る。増税の必要性が国民に対して十分に説明されていない。

これまでも、地震などの自然災害後の復旧復興には、建設国債を充ててきており、阪神・淡路大震災の復興費用も、建設国債中心の国債発行で賄われたところである。

- 2 特に地方税については、増税の理由として挙げられている「緊急防災・減災事業」の内容が不明確であり、「緊急防災・減災事業」が「東日本大震災からの復興」のための施策の中に位置づけられている理由が分からない。

- 3 大震災からの復興に対して、すべての地方団体が積極的に協力すべきは当然のことであるが、協力の仕組みも分からないままでは、それぞれの住民に対して負担増をお願いすることはできない。

なぜ地方税を増税するとそれが復興財源になるのか、その仕組みを説得力のある形で国が説明しない限り、課税庁である地方団体として説明責任が果たせない。

- 4 しかも地方税のうち、最も逆進性の高い住民税の均等割を増税するのが適切なのか大いに疑問である。どうしても住民税で増税が必要であれば、「東日本大震災からの復興」という臨時・緊急の目的である以上、税負担を担税力に比例して配分できる所得割にて対応すべきと考える。

- 5 地方税増税のうち「個人住民税の退職所得 10%税額控除廃止」を含めたのは明らかに単なる数字合わせにすぎないばかりか、復興増税の意味や地方が協力する仕組みを余計に分からなくしてしまっていると言わざるをえない。